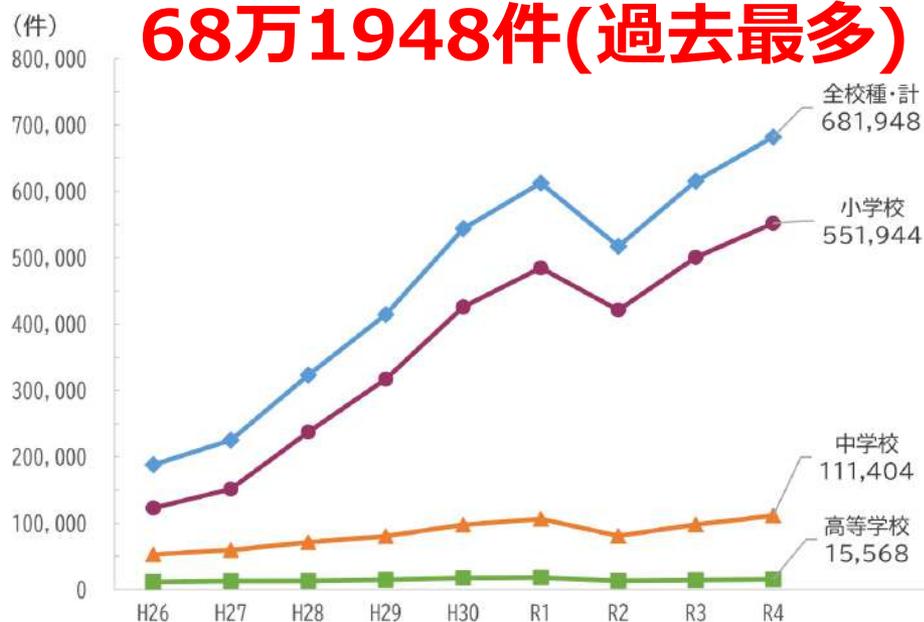


令和6年第1回定例会 一般質問参考資料

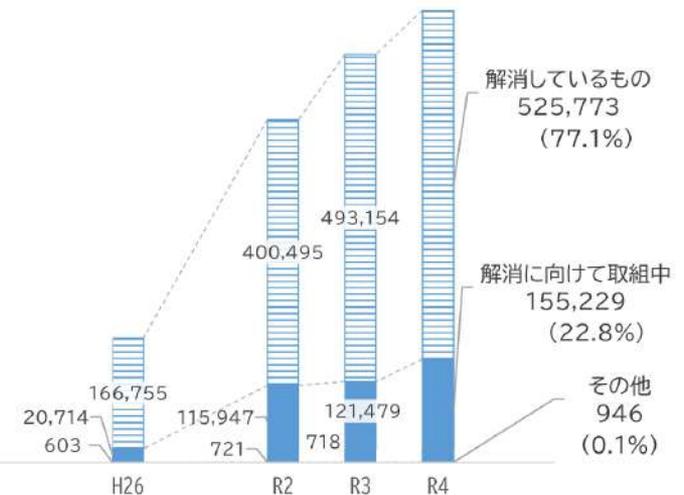
令和6年3月6日
岬町議会議員
谷地 泰平

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1
中学校	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3
高等学校	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9
特別支援学校	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7
計	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**681,948件**(前年度615,351件)であり、前年度に比べ66,597件(10.8%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.3件(前年度47.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは525,773件(77.1%)**であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、923件(前年度706件)。
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは448件(前年度350件)、同項第2号に規定するものは617件(前年度429件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	
重大事態発生校数(校)	363	337	141	3	844	
重大事態発生件数(件)	390	374	156	3	923	
うち、第1号						
	生命	25	36	15	0	76
	身体	33	38	14	1	86
	精神	84	104	57	2	247
金品等	20	9	10	0	39	
うち、第2号	279	247	91	0	617	

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したものとされている。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、

第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

である。

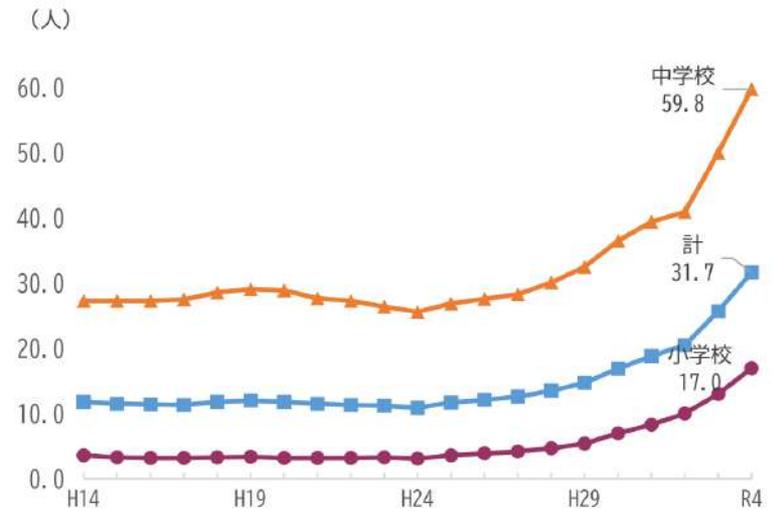
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は299,048人(前年度244,940人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.7人(前年度25.7人)。
- 不登校児童生徒数は10年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112
	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0
中学校	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936
	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8
計	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048
	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7

小・中学校における不登校の状況について

不登校の要因

不登校の要因の半数以上が「無気力、不安」

	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	左記に該当なし
小学校	105,112	318	6,912	1,901	3,376	277	30	786	1,914	3,379	12,746	1,599	13,209	53,472	5,193
		0.3%	6.6%	1.8%	3.2%	0.3%	0.0%	0.7%	1.8%	3.2%	12.1%	1.5%	12.6%	50.9%	4.9%
中学校	193,936	356	20,598	1,706	11,169	1,837	839	1,315	7,389	4,343	9,441	3,232	20,790	101,300	9,621
		0.2%	10.6%	0.9%	5.8%	0.9%	0.4%	0.7%	3.8%	2.2%	4.9%	1.7%	10.7%	52.2%	5.0%
合計	299,048	674	27,510	3,607	14,545	2,114	869	2,101	9,303	7,722	22,187	4,831	33,999	154,772	14,814
		0.2%	9.2%	1.2%	4.9%	0.7%	0.3%	0.7%	3.1%	2.6%	7.4%	1.6%	11.4%	51.8%	5.0%

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

小・中学校における不登校の状況について

- 学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約18万5千人(前年度約15万6千人)で、不登校児童生徒に占める割合は61.8%(前年度63.7%)である。

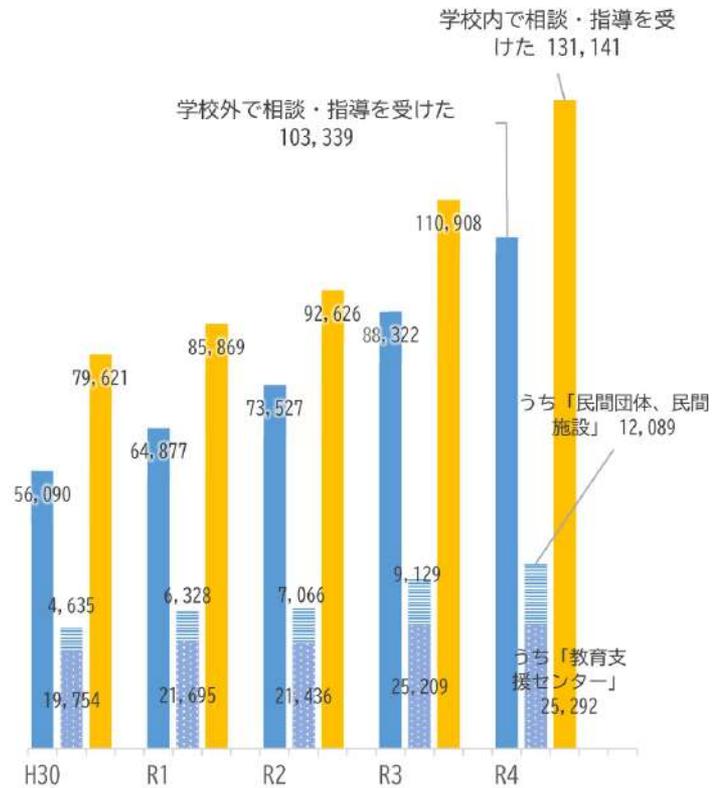
■ 不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

(人)



■ 学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の状況

(人)



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

24

誰一人取り残されない

学びの保障に向けた

不登校対策

C comfortable,
C customized and
O optimized
L locations of learning

COCOLO プラン

令和5年3月



文部科学省

つながりのイメージ

学校

学校の風土の「見える化」

支援

1人1台端末の活用
「チーム学校」で支援

校内教育支援センター
(スペシャルサポートルーム等)

行政

教育委員会等

福祉部局と教育委員会の
連携を強化

保護者の会

業務委託等

民間

NPO、
フリースクール等

助言・ノウハウ

人事交流等

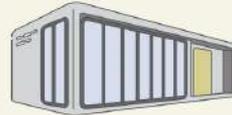
不登校特例校
※名称を変更

分教室型も含めて設置促進

教育支援センター

不登校の児童生徒、保護者の
支援の拠点

授業配信



目指す姿

1

— P5

**不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる環境を整えます。**

- ✓ 一人一人のニーズに応じた多様な学びの場*が確保されている
* 不登校特例校、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)、教育支援センター等、こども家庭庁と連携し多様な学びの場、居場所を確保
- ✓ 学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる
- ✓ 学校に戻りたいと思った時にクラスを変えたり、転校したりするなど本人や保護者の希望に沿った丁寧な対応がされている



2

— P7

心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

- ✓ 1人1台端末で小さな声が見え、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付くことができる
- ✓ 小さなSOSに「チーム学校」で素早く支援することにより、早期に最適な支援につながっている
- ✓ 教育と福祉等が連携し、子供や保護者が必要な時に支援が行われる*
* こども家庭庁と連携し自治体の教育部局と福祉部局等の連携・協働を強化



3

— P9

**学校の風土の「見える化」を通して、
学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。**

- ✓ それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある
- ✓ トラブルが起きても学校はしっかり対応してくれる安心感がある
- ✓ 公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られている
- ✓ 障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある



これらの取組を実効性あるものにするために、

- ✓ エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施、
- ✓ 学校における働き方改革の推進、
- ✓ 文部科学大臣を本部長とする
「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置 を行います。

— P11

実効性を高める取組

不登校・いじめ 緊急対策パッケージ

～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約**30万人**。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約**1万4千人**。いずれも**過去最多**
- いじめ重大事態の発生件数も、**923件**と**過去最多**。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の**緊急強化**が必要。

不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「COCOLOプラン」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、**情報発信を強化**。

COCOLOプラン 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、**総合的拠点機能の強化**（どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

COCOLOプラン 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校への**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**

情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための**全国会議開催**、「**学びの多様化学校マイスター**」派遣（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による**一括した情報発信**（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための**早期発見・早期支援を強化**。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた**指導助言及び全国的な対策を強化**。

いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校への**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**（再掲）

国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた**実態把握・分析、ガイドライン改訂等**による**全国的対策の強化**（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、**国の個別サポートチーム派遣**による各自治体等への**取組改善の実施**（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、
 - ・地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、**首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化**や、
 - ・いじめの重大事態調査について、**第三者性の確保の観点から委員の人事に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等**を実施。

組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を**継続して実施**。
- 学びの多様化学校に対する**教職員の優先配置等**をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織に**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えること**で組織的に対応するとともに、**安心して学べる学校づくりを推進**

※出典：文部科学省。「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～」。

<https://www.mext.go.jp/content/000258018.pdf>

教育機会確保法※の基本的な考え方をお伝えします!

不登校児童生徒等への支援についての法律
「教育機会確保法」
 って何?

この法律は学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子供たちに対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律です。

- 不登校の子供たちへの支援
- 義務教育未修了者等が学べる夜間中学を設置



学校以外の
学びの場って?



どんな支援が
あるの?



どんな法律なの?



文部科学省

教育機会確保法※の基本理念や考え方を紹介!

※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年12月14日公布)
 また、平成29年3月31日には、教育機会確保法の基本指針を定めて、公表するとともに、令和元年10月25日には本法の成立等を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文部科学省初等中等教育局長通知)を発出しています。本パンフレットはこれらの内容を踏まえたポイントをまとめたものです。

8つのポイント

1 より良い学校づくり

学校は一人一人が社会で生きる基礎を養い、国家・社会を支えるために必要な基本的な資質を養うことを目的としており、よりよい学校づくりを行うことを目指します。
 また、すべての子供たちが安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすく、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりが重要です。



2 不登校は問題行動ではありません

不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮をします。



3 社会的自立の尊重

学校に登校するという結果のみを目標とせず、子供たちが自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しします。



4 民間連携

子供たちや保護者の意思を大切にしながら民間機関等とも連携して支援します。



関係する通知など

- が不登校児童生徒に対する関係通知等、▲が夜間中学に関する通知等になっています。
- ▲「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について(通知)」(平成28年12月22日)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)
- ▲夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について(依頼)」(令和4年6月1日)
- ▲「夜間中学広報ポスター・広報フライヤーの活用について(依頼)」(令和4年6月17日)
- ▲「夜間中学広報動画の活用等について(依頼)」(令和5年3月30日)



5 学校内外の学びの場も整備

自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように**学びの場を整備**します。(裏面参照)



6 一人一人に合った支援

不登校の子供を支援する際は、本人の意思を十分に尊重し、**子供によっては休養が必要なことがあることにも配慮しつつ一人一人に合った支援**を行います。その際、学業の遅れや進路選択上の課題等があることにも留意しつつ、適切な支援を行う必要があります。



7 夜間中学を全国に設置します

夜間中学における就学の機会の提供ができるように、**夜間中学の設置促進**を図ります。



8 様々な方が学べる環境を

義務教育未修了者、不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した方等様々な方が学べるよう、**夜間中学の充実**を図ります。



- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について(通知)」(令和5年3月31日)
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(プラン本体)」(令和5年3月31日)
- 「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について(事務連絡)」(令和5年7月31日)
- 「不登校特例校の名称変更について(通知)」(令和5年8月31日)

夜間中学
広報資料



不登校
関係資料



教室や家庭以外にも 多様な学びの場や支援の仕組みがあります。



不登校の児童生徒のための相談や学習の場、
保護者の方を支援する様々な制度やサービスがあります。



まずは、学校・教育委員会に相談

① 教育委員会(不登校相談担当)

お子さんの不登校が続く場合等学習や生活に不安がある場合は、まずは、教育委員会の不登校相談担当まで御相談下さい。学校生活の悩みの相談や、学校内外の学びの場や相談機関を紹介します。

紹介・接続

2

保護者の会

不登校のお子さんを持つ保護者同士が、情報交換を行ったり不安や悩みを共有したりすることができます。



3

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、一人一人に合わせた個別学習や相談等を行います。公共施設の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。

4

フリースクール等

学校や教育支援センター以外の、日中の時間帯に不登校の子供が学習をしたり、興味のあることに取り組んだりできる場所です。一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。

5

学びの多様化学校

(いわゆる不登校特例校)
通常の学校に行きづらいお子さんのために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校(小・中・高等学校等)のことで。

6

夜間中学

学齢期を過ぎた方が夕方から夜にかけて通う中学校のことで。学齢生徒についても、一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。



⑦ 学校内の専門家等

また、学校内にも落ち着いて過ごせる場所や相談に乗ってくれる専門家があります。これらの教室の利用や相談を希望する場合は、各学校や教育委員会にお問合せください。

学校

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した居場所のことで。お子さんのペースに合わせて相談に乗ってくれたり学習のサポートをしてくれたりします。

スクールカウンセラー

児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法心理の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことで。公認心理師や臨床心理士などの資格を持っている方が多いです。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家や、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことで。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多いです。

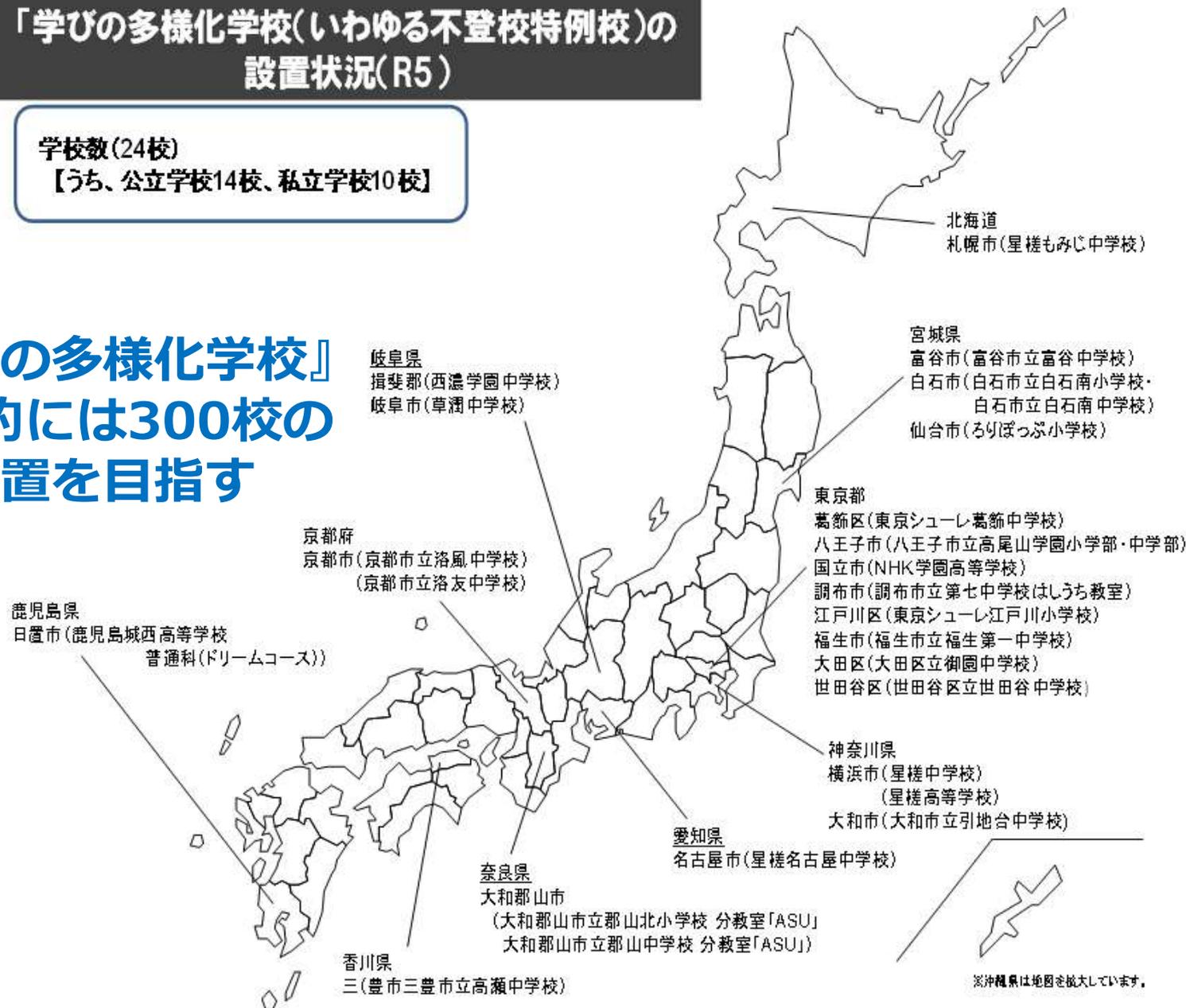


「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置状況(R5)

学校数(24校)

【うち、公立学校14校、私立学校10校】

『学びの多様化学校』
将来的には300校の
設置を目指す



※出典：文部科学省。“学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置者一覧”。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387004.htm

オルタナティブスクール



公教育とは異なる、独自の教育理念・方針により運営されている学校
子ども一人ひとりの個性を尊重し、その可能性を引き出す教育を重視

【メリット】

- ・考える力や行動する力が身につく
- ・自律的なスタイルで学び主体性が身につく
- ・体験型学習が充実している
- ・少人数、異年齢のクラス編成でコミュニケーション力が身につく

【デメリット】

- ・学費が高い
- ・学校の数が少ない(空白地帯が多い)
- ・無認可が多く卒業資格を得られない
(出席扱いになるかは在籍している学校の判断)
- ・上級校が併設されていない

箕面こどもの森学園(小学部)

【教育の特色】



ことば・かず

自分らしく生きていく上で必要な読み書きや数量の概念、計算の技術など一人ひとりが立てた学習計画に沿って個別学習で学んでいます。



ことば共同

自分を見つめ、自分のことを伝え、人のことを聴くことを大切にする学習です。生活の中で経験したことなどを、絵や文章で表す自由作文のほか、作品鑑賞・こども哲学などを行っています。



テーマ

毎学期一つの大きなテーマをみんなで追求していく学びです。調べたことを文章や図表にまとめたり、劇を作ったりして、みんなの前で発表します。関連ある施設の見学に行ったり、その分野に詳しい方からお話を聴いたりして学んでいきます。



プロジェクト

プロジェクトは、やりたいと思うことをする学習時間です。子ども自身が学習計画を立て、準備し、実行します。スタッフは必要があれば相談にのり、援助しますが、基本は自分で進めていきます。同じことをやりたい仲間がいれば、共同でやることもできます。



選択プログラム

スタッフが提案する選択制の学習プログラムで、グループで学びます。プログラムの内容には、選択する子どもの希望や意見が尊重されます。「英語」、「しぜん」、「からだづくり」、「音楽」、「絵をかこう」などがあります。



ハッピータイム

毎朝のハッピータイムでは、家でできごと、通学中に見たこと、昨日見た夢のこと、うれしかったことなどを自由に話します。一日の活動が終わると、クラス全員で「今日の振り返り」のミーティングをします。



スクールワーク

スクールワークは、みんなで協力して、学校行事やクラス行事の話し合いや準備をしていく時間です。司会などの話し合いの進行も、子どもたちが中心になって担っていきます。どの子も、学校やクラスの一員としての自覚をもち、責任をもって担当の仕事を引き受けています。



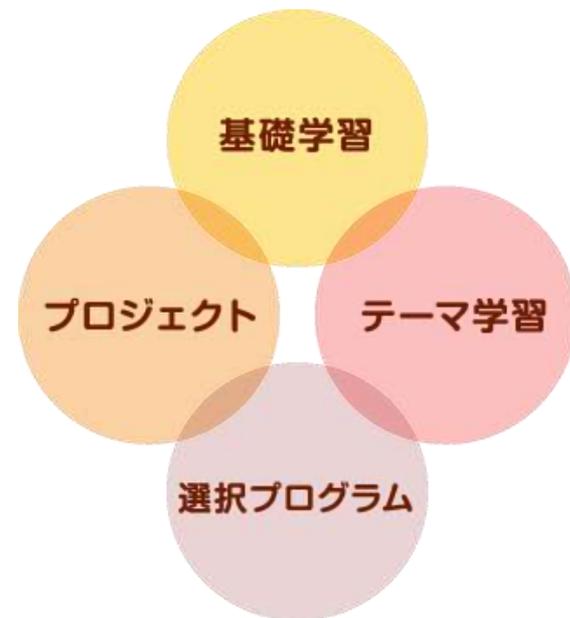
全校集会

学校の行事やルールなどについて話し合います。司会や記録係などを子どもたちが担当し、何かを決めるときは、多数決によらずに、意見が一致するまでとことん話し合います。このほかに、クラス集会や小学部・中学部集会があります。

箕面こどもの森学園(小学部)

【時間割】

	月	火	水	木	金
9:00~9:20	ハッピータイム				
9:20~10:00	ことば・かず	ことば・かず	ことば・かず	ことば・かず	ことば・かず
10:10~10:50	ことば共同	ことば・かず	ことば共同	テーマ	ことば・かず
11:00~11:40	スクールワーク	テーマ	プロジェクト/選択	テーマ	学習計画
11:40~13:00	昼休み		ミーティング・掃除	昼休み	
13:00~13:55	プロジェクト/選択	プロジェクト/選択		全校集会	プロジェクト
14:00~14:40				プロジェクト/選択	プロジェクト
14:40~15:00	ミーティング・掃除			ミーティング・掃除	



【学費など】

○入学時

入学考査料：3万円(学習体験料2万円含む) ※体験入学時納付

入学金：25万円(きょうだい在校している場合は12.5万円)

○学費

学習費(月額)：47,300円(税込)

施設費(年額)：53,000円(税込)(きょうだい在校の場合は37,840円)

※2025年度 学習費：52,800円(税込)(きょうだい在校の場合は42,240円)



【内閣総理大臣賞】

埼玉県北本市 広報きたもと(2022年9月号)

埼玉県北本市 広報きたもと(2022年9月号)

【特集記事】ここがわたしの居るところ(カラー12P)



のりかたも 01 & green market

「元気をもらえる」そんな、お守りみたいな場所ができて心を支えてくれています。

「あそこに行けばほっとする」

行き詰まることがあっても



「元気をもらえる」そんな、お守りみたいな場所ができて心を支えてくれています。

「あそこに行けばほっとする」

行き詰まることがあっても

ここがわたしの居るところ

特徴
大きなショッピングモールや繁華街がない、小さなまち・北本。

「何もない」と言われることの多いこのまちに、高尾や鶴橋・学校に次ぎ、「家3の店舗所」を見出す人たちがいる。

もともと持っている店舗所やコミュニティのほかに、地域に「わたしの居るところ」と思える「場」があること。それは、個人に、そしてこのまちに、一体どんな価値を生むのか。

今回は、そうしたさまざまな「場」で話を聞いた。そこで生まれる、一人一人のストーリー。その積み重ねから見えてきた、このまちの価値とは。

■市民公益シニアプロモーション・広報担当 (0394-5505)

わたしの & green market ストーリー

「出店だけ知楽しみ方を」

「すっぴん北本で、マイケットをやりたいかった」

「地域だけ知楽しみ方を」

「出店だけ知楽しみ方を」

「すっぴん北本で、マイケットをやりたいかった」

「地域だけ知楽しみ方を」



「自分の求める場を、それができるのは豊か」

「地域だけ知楽しみ方を」

「すっぴん北本で、マイケットをやりたいかった」

「自分の求める場を、それができるのは豊か」

「地域だけ知楽しみ方を」

「すっぴん北本で、マイケットをやりたいかった」

自分に価値を感じられる場所がこのまちには、きっとある



「自分の求める場を、それができるのは豊か」

「地域だけ知楽しみ方を」

「すっぴん北本で、マイケットをやりたいかった」

全国広報コンクール 2023年 広報紙(町村部)

資料20



【特選】 福島県川俣町 広報かわまた(2022年12月号)

【入選1席】 静岡県川根本町
 広報かわねほんちょう「川根本町」
 (2022年3月号)

【入選2席】 兵庫県佐用町 広報さよう(2022年12月号)

【入選3席】 三重県菰野町 広報こもの(2022年9月号)

【入選】

山形県朝日町 広報あさひまち(2022年7月号)

埼玉県ときがわ町 広報ときがわ(2022年12月号)

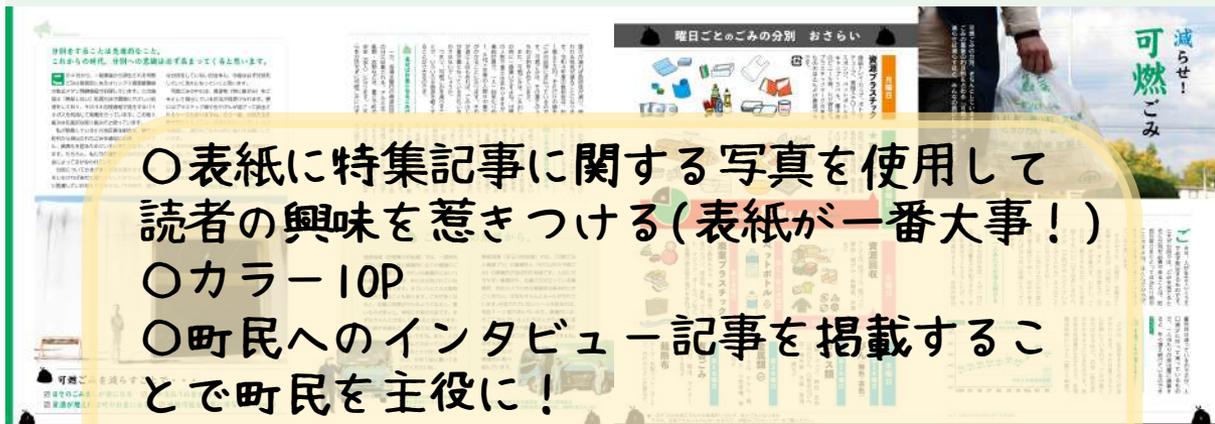
山梨県山中湖村 広報やまなかこ(2022年8月号)

和歌山県有田川町 広報ありだがわ(2022年10月号)

岡山県西粟倉村 広報にしあわくら(2022年5月号)

【特集】減らせ！可燃ごみ

- ・ごみ排出量や可燃ごみの状況、資源ごみ、分別などについて
- ・曜日ごとのごみの分別 おさらい
- ・ごみ収集の現場から
- ・可燃ごみを減らすあらゆる工夫に挑む！ごみ減量化モデル地区
- ・今すぐできる マイスターのごみ減量化知恵袋9選
- ・おしえてマイスター！ 辛口ごみ診断！
- ・まとめ



○表紙に特集記事に関する写真を使用して読者の興味を惹きつける(表紙が一番大事!)

○カラー10P

○町民へのインタビュー記事に掲載することで町民を主役に!

○紙面が単調にならないように工夫(レイアウトや色使い、イラストの使用など)

○写真をふんだんに使用

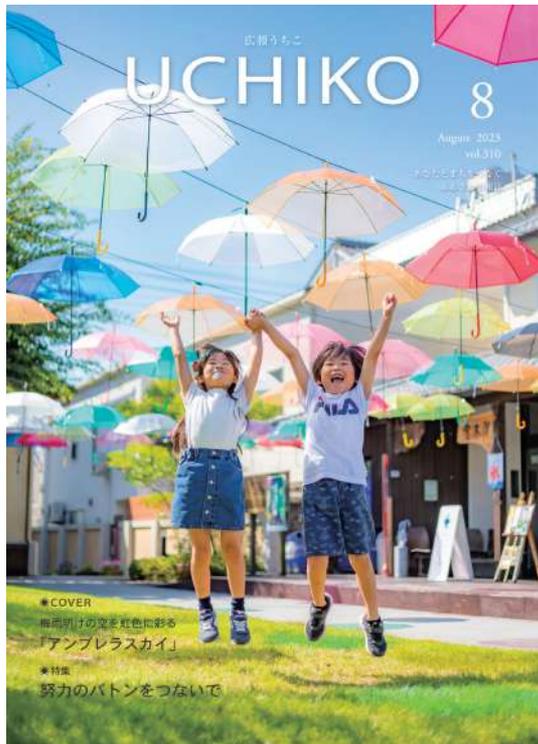
○数値データについてはグラフなどでわかりやすく



愛媛県内子町 広報うちこ

— あなたとまちをつなぐふるさと情報誌 —

8年連続入選(2015年～2022年) 内閣総理大臣賞2回受賞



- | | |
|----------------|--------------|
| 2022年：広報紙(町村部) | 入選1席 |
| 2021年：広報紙(町村部) | 入選1席 |
| 2020年：広報紙(町村部) | 入選1席 |
| 2019年：広報紙(町村部) | 特選【内閣総理大臣賞】 |
| 2018年：広報紙(町村部) | 特選【内閣総理大臣賞】 |
| 2017年：広報紙(町村部) | 入選2席 |
| 2016年：広報紙(町村部) | 入選3席【読売新聞社賞】 |
| 2015年：広報紙(町村部) | 特選【総務大臣賞】 |



全国広報コンクール 2023年 広報紙(町村部)

資料23

町村名	人口	世帯数	令和5年度当初予算 (一般会計)	ページ数 (11ヶ月分平均)	【参考】費用
大阪府岬町	14,484	7,370	76億3,700万円	23P(内カラー2P)	印刷製本費：370万2千円 編集業務委託料：342万2千円
福島県川俣町	11,114	4,673	91億4,000万円	26P(内カラー16P)	印刷費：1部約81円(11ヶ月平均)
静岡県川根本町	5,876	2,686	70億5,100万円	21P(内カラー12P)	発行業務委託料：331万9千円
兵庫県佐用町	15,121	6,813	126億3,808万円	25P(内カラー25P)	印刷費：1部約38円(11ヶ月平均)
三重県菰野町	41,020	17,214	136億6,000万円	16P(内カラー16P)	印刷費：652万6千円
山形県朝日町	5,979	2,311	56億9,000万円	21P(内カラー12P)	-
埼玉県ときがわ町	10,403	4,755	58億2,617万円	27P(内カラー6P)	発行経費：475万5千円
山梨県山中湖村	5,764	2,582	48億3,801万5千円	26P(内カラー26P)	-
和歌山県有田川町	25,376	10,789	171億3,000万円	25P(内カラー2P)	-
岡山県西粟倉村	1,339	602	41億2,678万2千円	27P(内カラー2P)	-
愛媛県内子町	15,603	6,991	99億1,000万円	32P(内カラー32P)	発行経費(7,500部/月)： 543万6千円

※人口・世帯数は令和6年1月31日または2月1日時点、岡山県西粟倉村は令和6年1月1日時点

※ページ数は令和5年4月号～令和6年2月号の11ヶ月分の平均

※【参考】費用は令和5年度当初予算書の費用を引用。

川俣町と作用町については広報紙末ページ記載の1部あたりの印刷費を11ヶ月平均した費用